

## 建築士法の一部改正等について

押印や書面の交付等を求める手続の見直しなどを行うとして、関係する48の法律を改正する「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」が本年5月19日に公布されました。この中には建築士法の一部改正も含まれ、関連する同法施行令・施行規則と合わせて同年9月1日に施行されました。

主な改正内容は、以下のとおりです。

### ○主な改正内容

#### (1) 設計図書の押印の見直し（建築士法第20条第1項・20条の2第3項・第20条の3第3項）

一級建築士、二級建築士又は木造建築士が設計を行った場合や、設計図書の一部を変更した場合について、その設計図書への押印が不要とされた。また、構造設計一級建築士が構造関係規定について法適合確認を行った場合の構造設計図書や、設備設計一級建築士が設備関係規定について法適合確認を行った場合の設備設計図書にも、押印が不要とされた。

#### (2) 重要事項説明の書面交付の見直し

（建築士法第24条の7第3項、同法施行令第8条第2項・第7条、同法施行規則第22条の2の3  
～第22条の2の5）

設計受託契約などに関する重要事項説明において、管理建築士等は、書面の交付に代えて、建築主の承諾を得て、所定の電子情報処理組織を使用する方法や磁気ディスク等を交付する方法によって、当該書面に記載すべき事項を提供することができることとされた。

#### ○ 建築士法〔重要事項の説明等〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>第24条の7</b> 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、<u>管理建築士その他の当該建築士事務所</u>に属する建築士（次項及び第3項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>管理建築士等は、第1項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該管理建築士等は、当該書面を交付したものとみなす。</u></p>	<p><b>第24条の7</b> 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

以上